

令和7年7月1日

葉山町長 山梨 崇仁 様

葉山町公共下水道審議会
会長 加藤 裕之



下水道使用料及び減免制度について（答申）

令和6年10月18日付け葉下水第71号において、下水道使用料及び減免制度について町長より諮問を受け、慎重に議論を重ねた結果、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 はじめに

葉山町では、きれいな川と美しい海を守ると共に住環境の整備や町民の公衆衛生の向上を目的として、平成4年度から下水道事業に着手し、平成10年度末より供用を開始している。令和6年度末の下水道人口普及率は76.7%となっており、残りの区域の整備や下水道接続の促進に向けた取組が進められている。一方で、供用開始から26年が経過し、処理場やポンプ場の設備等の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理・更新が求められている。

下水道事業の運営においては、平成30年度より地方公営企業法の一部を適用して公営企業会計に移行している。下水道使用料（以下、「使用料」という）収入で汚水処理費（維持管理費）を賄う「使用料収入による自立経営」の実現が本来のあるべき姿であり、特に、公営企業会計では「独立採算制の原則」が掲げられ、使用料によって賄うことが適さない経費以外は、使用料で賄うこととされている。しかし、これまで、本来使用料で賄うべき費用の一部については、一般会計からの基準外繰入金として税金による補てんを受けてきた。また、葉山町の使用料は平成10年度末の供用開始以降、一度も改定を行っていないため、県内でも低い水準となっており、物価・人件費等の上昇により増加する維持管理費用を、現在の使用料水準では賄うことができない見通しである。

将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営計画として、令和2年度に「葉山町下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。）」が策定され、経営基盤の強化に向けた取組の一つとして、財源確保、収支構造の適正化の観点から、令和8年度に使用料の適正化を行うことが位置づけられている。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、下水道事業の経営基盤を強化し、将来にわたり安いかつ安定的な下水道サービスを提供していくために、使用料について様々な観点から慎重に議論を行った。あわせて、使用料の減免制度の今後のあり方について、福祉施策との関連性や財源のあり方についても議論を行った。

2 答申内容

(1) 使用料改定の必要性

次の5点を踏まえて将来の下水道事業収支を試算したところ、一般会計からの繰入金が増加する令和8年度に収支が赤字となり、財源不足が発生する見込みとなっている。持続的に下水道サービスを提供していくためには、国の定める基準に基づく範囲の一般会計繰入金での運用及び使用料の適正化が必要であると判断した。

① 収支構造の適正化の推進

下水道事業を持続可能なものとするためには、中長期的な見通しを立て、費用構造等を踏まえた収支構造の適正化が必要であり、総務省からは「最低限行うべき経営努力」として、使用料徴収月3,000円/20m³、国土交通省からは「使用料単価が150円/m³」といった使用料水準が示されている。また、国土交通省においては、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満、経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合について、社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象としない」ことが示されている。

葉山町下水道事業は、令和11年3月で供用開始30年が経過し、さらに、現在の使用料単価（134円/m³）は総務省通知で求められている「最低限行うべき経営努力」の水準に達していないほか、経費回収率（約65～74%）を考慮すると、現状の使用料を維持した場合、建設改良費の重要な財源である社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となる。経営基盤の強化にむけた財源確保、収支構造の適正化の観点から、適正な使用料水準の検討が求められている。

② 下水道施設の老朽化対策

令和7年に埼玉県八潮市で下水道管路の破損が起因と考えられる道路陥没事故が発生した。この事故では、多くの方々が下水道の使用自粛を求められるなど、多大なる影響を与える事態となり、下水道施設に不具合があった際の町民生活への影響の大きさが再認識された。

葉山町の下水道施設についても、供用開始して26年が経過しており、老朽化対策が課題となっている。処理場やポンプ場では、耐用年数である10～15年を超過している設備の老朽化が急速に進展し、多額の修繕費用及び更新費用がかかっている。また、道路等に埋設されている下水道管は約120kmあり、耐用年数である50年を超過している管の割合は約6%の状況である。しかし、令和7年度末に下水道に接続予定の3団地（東伏見台、パーク・ド・葉山四季及びシーライフパーク）の管は、耐用年数である50年をすでに経過しており、今後、多額の修繕費用及び更新費用がかかる見込みとなっている。

下水処理が止まると、下水道を使用できなくなることによる日常生活への影響や森戸川の水質汚濁の恐れなど、多くの悪影響をもたらすこととなるため、計画的に老朽化した設備の更新を進めるとともに、適切な維持管理を図ることが必要である。

③ 人口減少、下水道使用水量の減少による収入の減少

葉山町でも少子高齢化の影響により、将来的に町全体の人口が減少し、それに伴い下水道に接続する世帯の減少が見込まれている。また、近年は節水意識の向上や節水機器の普及により、下水道使用水量が減少傾向にあり、今後は更に下水道使用水量が減少し、使用料収入の減少が進行していくものと想定する。

④ 現在の経営状況と一般会計繰入金への過度な依存解消

葉山町下水道事業は、運営に必要な費用を使用料及び国の定める基準に基づく範囲の一般会計繰入金だけでは賄えていない状況であり、国の定める基準以外の一般会計繰入金も含め、一般会計繰入金に収入の多くを依存することで成り立っている。一般会計においても財政面での厳しさが増し、各種町民サービスや公共施設の老朽化対策に影響を与える可能性が高い状況となっている。

このことから、一般会計繰入金への過度な依存を解消し、運営に必要な費用を賄うための使用料収入の確保に向けた適正化を図ることが必要である。

⑤ 物価上昇、金利上昇による経費の増加

葉山町下水道事業は、事業費の削減及び下水道事業運営の効率化に向けて、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携事業を実施しており、今後も更なる効率化に向けて官民連携事業を導入する方針で準備を進めている。しかしながら、不安定な世界情勢の影響を受けたエネルギー価格高騰に伴う物価上昇や、人手不足等に由来する人件費の増加、金利の上昇に伴う借り入れた企業債（借金）の支払利息の増加により、下水道事業の運営に必要な経費が大幅に増加することが、見込まれており、経営に大きな影響がある。

(2) 下水道事業の経営改善の必要性

葉山町は、経費の削減および下水道事業運営の効率化を目的に、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携事業の導入を進めており、執行体制の強化・効率化に向け、管路施設については維持管理、改築・更新を一体的に実施する管理・更新一体マネジメント方式を令和8年度から、葉山浄化センター、葉山中継ポンプ場では維持管理、改築・更新、運営を一体的に実施するコンセッション方式を令和9年度から実施する方針で、現在準備を進めている。これらの取り組みは、長期契約によるスケールメリット・民間事業者の経営ノウハウが発揮されることによる事業費の低減や、設計、工事発注・契約等の一元化による事務負担の軽減・事業の効率化が図られることから、これらの取り組みを着実に進めるとともに、引き続き経営改善に努められたい。

(3) 使用料改定時期と算定期間

使用料を改定しない場合における将来の収支見通しでは、一般会計繰入金が減額される令和8年度以降に下水道事業の損益が赤字に転じ、令和12年度末には資金残高がマイナスとなり、下水道事業の継続が困難となる試算となった。安定した下水道事業の継続のためには、財源不足によって事業の運営に支障が生じることの無いように、使用料改定を早期に実施する必要がある。そのうえで、使用者への十分な周知と理解を得ることを考慮し、令和8年4月を改定時期とすることが適当であると判断した。

また、使用料算定期間については、一般に3年から5年程度とすることが適当とされているが、経費予測の確実性を保つ観点や、使用料改定実施以降の効果を見極める観点から、使用料算定期間は令和8年度から令和10年度までの3年間とすることが適当である。なお、この効果等を見極めつつ令和11年度以降の使用料改定についても改めて検討されたい。

(4) 使用料改定内容

収支見通しにおいて損益黒字を確保し健全な経営を維持するために必要な水準として、一例とし、葉山町における下水道使用水量の最頻値である、2ヶ月25 m³ 2,398 円（税込）が改訂後は3,927 円（税込）となり、2ヶ月で1,529 円の増額が適当であると判断した。

表 1 使用水量別の改定前後使用料料金表（2 か月当たり、税込）

2か月 使用水量	モデルケース	現行 使用料金	改定後 使用料金	差額	改定率
16 m ³	1人世帯	1,408	2,640	1,232	平均 改定率 54.5%
20 m ³	1人世帯	1,848	3,212	1,364	
25 m ³	2人世帯	2,398	3,927	1,529	
30 m ³	2人世帯	2,948	4,642	1,694	
40 m ³	3人世帯	4,488	7,062	2,574	
50 m ³	4人世帯	6,358	9,922	3,564	
100 m ³	アパート、保育所	17,468	26,422	8,954	
200 m ³	学校、飲食店	44,968	67,122	22,154	
500 m ³	学校、スーパー	145,068	215,622	70,554	
1,000 m ³	大型店舗、福祉施設	330,968	489,522	158,554	
2,500 m ³	大型店舗、福祉施設	913,968	1,336,522	422,554	

(5) 使用料体系の考え方

令和8年度の改定における使用料体系は、以下の考え方に基づき算定する。

ア 基本水量制は、2か月16m³以内の使用水量であれば一律の使用料としている体系であり、令和8年度の改定では維持する。

イ 基本使用料の算出に当たっては、維持管理費用のうち約8割が固定的経費である状況において、少しでも固定的な収入（基本使用料）を確保することが経営の安定化を図る観点で重要である。

ウ 累進使用量制は、現在の使用料体系では大口利用者へ過度の負担を強いている状況にあるため、改定による負担軽減を考慮して見直しを行う。なお、基本使用料の改定により小口利用者の改定幅が大きくなるため、小口利用者に対し急激な負担増とならないよう配慮することが適当である。

表 2 改定前後基本使用料及び超過使用料料金表（2か月当たり、税抜）

区分	排水量	現行	改定後
基本使用料	16m ³ まで	1,280円	2,400円
超過使用料 (1m ³ につき)	17m ³ ～30m ³	100円	130円
	31m ³ ～40m ³	140円	220円
	41m ³ ～60m ³	170円	260円
	61m ³ ～100m ³	210円	310円
	101m ³ ～200m ³	250円	370円
	201m ³ ～400m ³	290円	430円
	401m ³ ～600m ³	330円	490円
	601m ³ ～1,000m ³	340円	500円
	1,000m ³ ～2,000m ³	350円	510円
	2,001m ³ ～	360円	520円

(6) 減免制度について

福祉的な視点からの減免は、制度の趣旨を鑑みると公営企業会計の独立採算の適用外として一般会計繰入金で賄うべきである。町下水道事業が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ、減免に必要な財源負担の在り方については、町福祉部局との調整を早急に進めていくことが適当である。

3 付帯意見

(1) 一般会計繰入金の段階的な削減について

令和8年度以降に一般会計から下水道事業への繰入金が減額されることは、使用料の改定率が高率となった一因であるため、審議会においては急激な負担増による町民生活への影響緩和を踏まえた段階的な繰入額削減を行うべきとの意見があり、審議会で議論を行った。

この点については、一般会計繰入金への過度な依存を解消し、運営に必要な費用を賄うための使用料収入の確保に向けた適正化を図ることから、繰入金の段階的な減額は考慮せず使用料改定を検討する意見大勢を占めた。しかし、平均改定率54.5%の値上げは町民への負担が大きく、激変緩和措置を考慮されたいとの意見が根強くあったことを改めて申し添える。

(2) 経営状態の把握と検討、改善の継続

的確に経営状況を把握するとともに、令和7年に改定される経営戦略には、3年程度の周期で定期的に検証と評価、必要な見直しを実施することを明記し、事業計画と経営基盤強化策を着実に実施していくことに努められたい。

(3) 使用料改定の周知

下水道事業を円滑に運営するためには、町民と相互理解を図ることが重要である。特に使用料改定は町民生活や民間経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解を得るよう、さまざまな媒体で情報を公開し周知に努められたい。加えて、令和8年4月の改定後も3年おきに適正な見直しを行っていくことを町民へ周知されたい。

(4) 安心かつ安全な下水道サービスの提供

今後、葉山町の下水道施設は老朽化の進展に伴い、本格的な更新の時期を迎えることになる。更新事業実施にあたっては、安心かつ安定的な下水道サービス提供に向けて計画的かつ効率的な事業運営に努められたい。

(5) 接続率の向上

現状の約70%の接続率の状況を踏まえ未接続者に対して、接続の理解を得る広報活動等の周知に加え、一層の接続推進策の検討を進め、更なる接続率の向上に努められたい。

(6) 次期改定に向けた留意事項

使用料体系のうち、基本水量制並びに累進使用料制の排水量の区分は、料金を設定した時代背景と乖離してきている。また、葉山町の現状として、別荘（居住実態のない）世帯が多くこれらの世帯への料金のあり方についても指摘した。次期改定時には使用料体系の必要な見直しを検討されたい。

以上

葉山町公共下水道審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	加藤 裕之	学識経験者 (東京大学 大学院工学系研究科都市工学専攻・下水道 システムイノベーション研究室 特任准教授)
副会長	難波 悠	学識経験者 (東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 教授)
委 員	青木 拓哉	学識経験者 (公認会計士 EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社)
委 員	小碓 聡史	有識者 (神奈川県企業庁企業局副局長兼総務室長)
委 員	大山 裕貴	葉山うみのホテル支配人
委 員	高木 厚	社会福祉法人公友会 特別養護老人ホーム葉山グリーンヒル施設長
委 員	守谷 寿浩	町内会連合会 副会長
委 員	黒下 行雄	公募委員
委 員	奥井 名奈子	公募委員

審議経過

	開催日時	テーマ
第1回 (諮問)	令和6年10月18日(金) 13:30～15:00	○概要説明 ・審議事項の説明 ・葉山町下水道事業の現状・課題 ・他自治体との比較 ・今後のスケジュール
第2回	令和6年11月20日(水) 10:30～12:00	○概要説明 ・使用料対象経費の算定方法 ●議題 ①使用料改定率に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第3回	令和7年3月27日(木) 13:30～15:00	●議題 ①使用料改定率・使用料体系(案)に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第4回	令和7年5月21日(水) 15:00～17:00	●議題 ①使用料改定に関する審議
第5回 (答申)	令和7年7月1日(火) 14:00～16:00	●議題 ①使用料改定に関する最終審議 ②減免制度のあり方に関する最終審議